

消防用設備等の維持に係る不備

対象受検機関：桃谷高等学校

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																
<p>1 学校の責務 消防法第17条第1項によれば、学校は消防用設備等を消防法施行令の基準に従い、設置し、維持しなければならない。</p> <p>2 平成26年度消防用設備保守点検（事業完了年月日：平成27年3月28日） 保守点検結果報告書による不良内容（要修理箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器標識不良 ・消火栓ホース耐圧不良 ・消火栓起動回路絶縁不良調査 ・誘導灯パネル破損 ・防火シャッターリセット不良 ・火災報知器感知器の交換 ・講堂非常放送設備スピーカー不鳴動 <p>※ 以上、指摘のあった、不良内容（7箇所）については、平成27年度予算において、修理対応することとしていた。</p> <p>3 消防設備修繕契約の概要</p> <p>○ 当初契約（平成27年6月22日）</p> <table border="1" data-bbox="249 961 1347 1079"> <tr> <td>契約内容</td> <td>平成26年度の消防保守点検結果における不良箇所の修理</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成27年6月22日から平成27年7月31日まで</td> </tr> <tr> <td>支出負担行為額</td> <td>194,400円</td> </tr> </table> <p>○ 変更（1回目・平成27年7月29日）</p> <table border="1" data-bbox="249 1152 1347 1270"> <tr> <td>変更箇所</td> <td>契約期間延長 平成27年6月22日から平成27年11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>変更理由</td> <td>講堂の大規模改修工事（施設財務課執行）のため</td> </tr> </table> <p>※ なお、講堂大規模改修工事期間は、平成27年5月29日から同年9月30日まで</p> <p>※ 消火栓起動回路絶縁不良調査及び講堂非常放送設備スピーカー不鳴動を除く5か所分については、既に修理が完了しており、請求書に基づき86,400円（支出負担行為残額 108,000円）を部分払いしている。</p> <p>○ 変更（2回目・平成27年11月27日）</p> <table border="1" data-bbox="249 1493 1347 1646"> <tr> <td>変更箇所</td> <td>契約期間延長 平成27年6月22日から平成28年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>変更理由</td> <td>業者から別に受注している消防機器点検と同時期に実施したいと申し出があったため</td> </tr> </table>	契約内容	平成26年度の消防保守点検結果における不良箇所の修理	契約期間	平成27年6月22日から平成27年7月31日まで	支出負担行為額	194,400円	変更箇所	契約期間延長 平成27年6月22日から平成27年11月30日まで	変更理由	講堂の大規模改修工事（施設財務課執行）のため	変更箇所	契約期間延長 平成27年6月22日から平成28年3月31日まで	変更理由	業者から別に受注している消防機器点検と同時期に実施したいと申し出があったため	<p>1 既に実施が決まっていた講堂の大規模改修工事期間を考慮せず仕様書を作成し、契約を締結した結果、1回目の変更契約をせざるを得なくなり、その後も、合理的理由なく、変更契約を繰り返していた。</p> <p>2 変更契約を繰り返した結果、消防法及び消防法施行令で、学校に設置及び維持が義務付けられている非常放送設備の修理が完了せず、1年以上の間、火災の発生を有効に、かつ、すみやかに報知することができない状態にあった。</p> <p>【消防法】 第4章 消防の設備等 第17条 学校、(中略) その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>【消防法施行令】 第2章 消防用設備等 第1節 防火対象物の指定 (防火対象物の指定) 第6条 法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。 別表第一（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="1495 1419 2623 1503"> <tr> <td>(七)</td> <td>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</td> </tr> </table>	(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	<p>1 今後、工事発注に当たっては、他の工事期間等についても十分考慮し見極め、計画性をもって契約事務を行われたい。 また、契約の履行確保のため、適時適切な事務執行に努められたい。</p> <p>2 適正な防火管理及び公有財産管理を図るため、消防用設備等の計画的な修繕を行うとともに、関係法令等で定める、必要とされる性能の維持に努められたい。</p>
契約内容	平成26年度の消防保守点検結果における不良箇所の修理																	
契約期間	平成27年6月22日から平成27年7月31日まで																	
支出負担行為額	194,400円																	
変更箇所	契約期間延長 平成27年6月22日から平成27年11月30日まで																	
変更理由	講堂の大規模改修工事（施設財務課執行）のため																	
変更箇所	契約期間延長 平成27年6月22日から平成28年3月31日まで																	
変更理由	業者から別に受注している消防機器点検と同時期に実施したいと申し出があったため																	
(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの																	

○ 変更（3回目・平成28年3月22日）

変更箇所	支出負担行為額の減額 (変更後) 86,400円 (支出負担行為残額 0円)
変更理由	7月29日の支払の時点で残っていた2ヶ所につき、業者から下記の申し出があったため 消火栓起動回路絶縁不良調査 ： 今回の保守点検で症状が現れなかったため、修理不要 講堂非常放送設備スピーカー不鳴動 ： 部品調達に時間がかかり、今年度の修理ができない。

※ なお当該不良箇所については平成28年3月末に別業者により、修理が完了した。

第3節 設置及び維持の技術上の基準
第3款 警報設備に関する基準
(非常警報器具又は非常警報設備に関する基準)

第24条

4 前3項に規定するもののほか、非常警報器具又は非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 非常警報器具又は非常警報設備は、当該防火対象物の全区域に火災の発生を有効に、かつ、すみやかに報知することができるように設けること。

【大阪府公有財産規則】

(管理の原則)

第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。

措置の内容

今後、工事発注に当たっては、関連する他の工事期間や進捗状況等を十分勘案して契約事務を行い、契約の履行確保のため、適時適切な事務執行に努める。
また、適正な防火管理及び公有財産管理を図るため、日常の点検等を行うとともに、消防用設備等の計画的な修繕を行い、関係法令等で定める、必要とされる性能の維持に努める。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月21日）